

令和5年11月16日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録  
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第12回）議事録

1. 開催日時 令和5年11月16日（木曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（18名）

2番 小松 健	12番 佐藤 源 樹
3番 齋藤 誠	13番 佐藤 榮 一
4番 庄司 和 夫	14番 畑山 留美子
6番 伊藤 直 子	15番 佐藤 喜 勝
7番 菅原 文 克	18番 加藤 三 敏
8番 板垣 利 明	19番 大瀧 浪 雄
9番 三浦 幸 夫	20番 佐々木 純 一
10番 吉尾 麻 美	21番 小野 晃 一
11番 巴 寛	24番 富 樫 公 一

4. 欠席委員（6名）

1番 佐藤 崇  
5番 佐々木 亨  
16番 佐々木 剛  
17番 伊藤 剛  
22番 豊島 靖 喜  
23番 真坂 和 都

5. 議事日程第1号 令和5年11月16日（木曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 5号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の  
任免について

第 5. 議案第79号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 6. 議案第80号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 7. 議案第81号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第 8. 議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等  
促進計画案に対する意見について

第 9. 議案第83号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第10. 議案第84号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移  
転の件

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英 樹	次 長	小松 幸 月
農政班長	三 保 敦	農地班長	二 見 真 之

主 査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋 藤 身 子
主任(矢島庶務班)	柴 田 雄太郎	主事(岩城庶務班)	田 口 健
主査(由利庶務班)	佐々木 千 鶴	主査(大内庶務班)	加 川 長 太
主事(東由利庶務班)	高 橋 琉 誠	主査(西目庶務班)	巴 留美子
主事(鳥海庶務班)	佐 藤 海 士		

8. 総会議長  
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員  
9 番 三 浦 幸 夫  
10 番 吉 尾 麻 美

## 10. 会議の概要

### ○議長

これより令和5年11月1日公示招集されました、令和5年第12回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中18名であります。

1番佐藤崇委員、5番佐々木亨委員、16番佐々木剛委員、17番伊藤剛委員、22番豊島靖喜委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第5号および議案第79号から議案第84号までの計7件であります。

### ○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

### ○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、9番三浦幸夫、10番吉尾麻美委員の両名を指名いたします。

### ○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

### ○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第5号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(報告第5号について、事務局次長による案件報告)

○議長

報告第5号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。ただいまより、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

暫時休憩いたします

【職員紹介】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第79号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第79号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明後、次のとおり補足する。)

6番について補足いたします。譲受人の住所地が県外となっておりますが、本市への移住手続を進めており、居住予定の空き家購入物件に隣接する農地を、合わせて購入しようとするものです。本市において新たに経営農地を確保しようとすることから、合わせて「営農計画書」の提出を受け申請内容を審査し、許可要件を満たしているものと判断いたしました。なお、譲受人は、現住所地で農業を営んでおり、所有する農地は今後2年計画で譲渡又は貸付けを予定しているとのことです。

また、許可要件には関係ございませんが、「亡相続財産清算人」という聞き慣れない名称が譲渡人となっているため、ご説明いたします。相続財産清算人とは、相続人の代わりに被相続人の財産を精算する人のことです。通常、相続開始後は相続人が被相続人の財産管理を行います。相続人がいない場合や相続人全員が相続放棄をした場合には、相続財産を管理する人が不在となってしまう、様々な問題が発生をいたします。そうならないように、被相続人の関係者や特別縁故者などの利害関係人もしくは検察官の申立てによって家庭裁判所で相続財産清算人が選任されることとなります。余談ではありますが、相続財産清算人に選任されるのは、弁護士や司法書士などの専門家が選ばれる傾向にある、とのことです。以上です。

○議長

議案第79号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第79号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第80号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第80号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第80号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第80号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第81号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第81号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第81号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第81号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第82号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第82号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで、農用地

利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第82号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第82号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第83号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第83号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地は第1種農地であり原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すること、また資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であり、農振除外対象案件であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

○議長

現地調査報告につきましては、令和5年9月、議案第71号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

議案第83号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第83号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第83号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、農振除外決定公告をもって、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第84号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第84号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、申請地は第1種農地であり原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すること、また資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象であり、農振除外対象案件であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

○議長

現地調査報告につきましては、令和5年9月、議案第71号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

議案第84号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第84号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第84号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、農振除外決定公告をもって許可することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時57分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            富   樫   公   一

議事録署名委員        三   浦   幸   夫

議事録署名委員        吉   尾   麻   美



